

貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険及び
スワップ取引保険を対象とする定型特約に係る取扱い

令和8年3月2日 26 - 制度 - 00008

目次

第1章	総則	1
第2章	外貨建対応方式特約の取扱い	2
第3章	米ドル建保険特約の取扱い	3
第4章	環境イノベーション保険特約の取扱い	4
第5章	資源エネルギー総合保険特約の取扱い	4
第6章	ソブリン特約の取扱い	5
第7章	支払保証付きコーポレート・ファイナンス案件特約の取扱い	5
第8章	プロジェクト・ファイナンス案件の保険料納付時期に係る特約の取扱い	6
第9章	リボルビング・クレジット・ファシリティ特約の取扱い	6
第10章	国内貸特約の取扱い	7
別表1	資源エネルギー	8
別添1	外貨建対応方式特約	9
別添2	米ドル建保険特約	12
別添3	環境イノベーション保険特約	14
別添4	資源エネルギー総合保険特約	15
別添5	ソブリン特約	16
別添6	支払保証付きコーポレート・ファイナンス案件特約	18
別添7	プロジェクト・ファイナンス案件の保険料納付時期に係る特約	20
別添8	リボルビング・クレジット・ファシリティ特約	21
別添9	国内貸特約	23

第1章 総則

(この規程の目的)

第1条 日本貿易保険は、次の案件を対象とする定型特約をこの規程の別添において定め、この規程の定めるところに従い、保険契約に当該定型特約を付すものとする。

一 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款に基づき保険契約を締結する案件であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「貿易代金貸付案件」という。）

イ 貿易代金貸付保険運用規程第1条第7号に規定する「2年未満案件」に該当するもの（以下「貿易代金貸付2年未満案件」という。）

ロ 貿易代金貸付保険運用規程第1条第8号に規定する「2年以上案件」に該当するもの（以下「貿易代金貸付2年以上案件」という。）

二 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款に基づき保険契約を締結する案件であって、劣後ローン特約を付さないもの（以下「海外事業資金貸付案件」という。）

三 スワップ取引保険約款に基づき保険契約を締結する案件（以下「スワップ取引案件」という。）

2 前項の規定にかかわらず、案件により日本貿易保険が必要と認めた場合には、この規

程の別添とは異なる内容の特約を保険契約に付すことがある。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用される用語の定義は、約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次表のとおりとする。

用語（五十音順）	定義
海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011）をいう。
海外事業資金貸付保険運用規程	海外事業資金貸付保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054）をいう。
海外事業資金貸付（保証債務）保険約款	海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012）をいう。
貸付金債権等	関連する約款に規定する貿易代金貸付金債権等又は海外事業資金貸付金債権等をいう。
債務者	貿易代金貸付の相手方、海外事業資金貸付の相手方又は保証債務（関連する約款に規定するものをいう。）に係る主たる債務者をいう。
スワップ取引保険約款	スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003）をいう。
内諾書	貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）第2条第2項に規定するものをいう。
日本貿易保険	株式会社日本貿易保険をいう。
米ドル	アメリカ合衆国ドルをいう。
貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002）をいう。
貿易代金貸付保険運用規程	貿易代金貸付保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00046）をいう。
貿易代金貸付（保証債務）保険約款	貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003）をいう。
貿易保険共通運用規程	貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069）をいう。
邦貨換算率	1 外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの（当該売相場及び買相場が換算の日がない場合、その日の直前の当該売相場及び買相場を参照する）をいう。
保険料率等規程	貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070）をいう。
約款	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款、貿易代金貸付（保証債務）保険約款、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款及びスワップ取引保険約款をいう。
劣後ローン特約	劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015）に規定する劣後ローン特約をいう。

第2章 外貨建対応方式特約の取扱い

(外貨建対応方式特約)

第3条 この規程の別添1で定める外貨建対応方式特約（以下「外貨建対応方式特約」という。）は、貿易代金貸付案件、海外事業資金貸付案件又はスワップ取引案件のうち、関

連する約款に規定する表示通貨（以下「表示通貨」という。）が次条第1項で定める対象通貨に該当するものを対象とする。

- 2 前項で定める対象案件を引き受ける場合であって、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、日本貿易保険は保険契約に外貨建対応方式特約を付すものとする。ただし、日本貿易保険が行った内諾に基づき保険契約を締結する場合は、外貨建対応方式特約を保険契約に付す旨の内諾書を発行している場合に限る。

（外貨建対応方式特約の対象通貨）

第4条 外貨建対応方式特約の対象となる外貨は、以下のとおりとする。

- 一 貿易代金貸付2年未満案件については、米ドル及びユーロ
 - 二 上記以外の案件については、保険料率等規程別表第6(2)に掲げる外貨
- 2 前項の規定にかかわらず、海外事業資金貸付案件であって、かつ海外事業資金貸付保険運用規程第7条各号のいずれかに該当する外国法人がアセアン諸国又は日本政府との間で経済連携協定を締結した国若しくは当該協定の締結に向けた取組を行っている国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する当該本邦法人又は本邦人以外の本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合にあっては、外貨建対応方式特約の対象となる外貨は、当該債券を発行する国の通貨とする（ただし、保険料率等規程別表第6(2)に掲げる外貨に限る。）。

第3章 米ドル建保険特約の取扱い

（米ドル建保険特約）

第5条 この規程の別添2で定める米ドル建保険特約（以下「米ドル建保険特約」という。）は、次の各号に定める案件を対象とする。

- 一 貿易代金貸付2年以上案件又は海外事業資金貸付案件のうち、関連する約款に規定する貸付金等（以下「貸付金等」という。）の額又は関連する約款に規定する保証債務（以下「保証債務」という。）の額が米ドル建てのもの
 - 二 スワップ取引案件のうち米ドル建てのスワップ取引に係るものであって、関連貸付保険契約に米ドル建保険特約を付すもの
- 2 前項で定める対象案件を引き受ける場合であって、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、日本貿易保険は保険契約に米ドル建保険特約を付すものとする。ただし、日本貿易保険が行った内諾に基づき保険契約を締結する場合は、米ドル建保険特約を保険契約に付す旨の内諾書を発行している場合に限る。

（米ドル建保険特約附帯案件における保険料の取扱い）

第6条 保険料率等規程Ⅲ[1]ただし書きに規定する保険料の額及び返還保険料の額の計算に係る算定方法は、次の各号のとおりとする。

- 一 保険料の額及び返還保険料の額が米ドル建ての場合にあっては、保険料の額及び返還保険料の額の計算において、0.01米ドル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て
 - 二 保険料の額及び返還保険料の額が円建ての場合にあっては、保険料の額及び返還保険料の額の計算において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て
- 2 保険料率等規程Ⅲ[3]1(1)、(2)及び(3)に規定する融資保険に係る定型特約取扱規程に定める換算率とは、次の各号のとおりとし、返還保険料の額の計算にあっても、本項を準用する。
 - 一 保険料の額が米ドル建ての場合にあっては、1
 - 二 保険料の額が円建ての場合にあっては、貸付金債権等の取得に係る貸付契約の締結日、保証債務の負担に係る保証契約の締結日又はスワップ取引成立日における邦貨換

算率

3 米ドル建保険特約第4条の規定により米ドル建ての保険料が適用された保険契約において、返還の対象となる保険料が1,000米ドル未満の場合には、保険料は返還しない。

(米ドル建保険特約附带案件における保険金額等の計算上生ずる端数の取扱い)

第7条 第5条第2項の規定により米ドル建保険特約を付す保険契約にあつては、貿易保険共通運用規程第1条の規定にかかわらず、保険金額、支払保険金及び回収金等の計算において、0.01米ドル未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

第4章 環境イノベーション保険特約の取扱い

(環境イノベーション保険特約)

第8条 この規程の別添3で定める環境イノベーション保険特約(以下「環境イノベーション保険特約」という。)は、次の各号に定める案件を対象とする。

一 貿易代金貸付案件のうち、次の各号に掲げるいずれかの貿易代金に係る貸付金債権等の取得又は当該貿易代金に係る借入金等に係る保証債務の負担に係るもの

イ 再生可能エネルギー事業(太陽光、風力、水力、自然界に存在する熱・エネルギー(地熱、太陽熱、波力等)又はバイオマスをエネルギー源とする発電事業をいう。)

又は廃棄物発電事業向けの設備・機器の輸出契約等に係る貿易代金

ロ 省エネルギー事業向けの設備・機器(廃熱回収設備、スマートグリッドその他のエネルギー消費効率の改善に資すると見込まれる設備・機器(発電所に導入する場合を除く)をいう。)の輸出契約等に係る貿易代金

ハ 地球環境保全に資する新技術(二酸化炭素回収・利用・貯留関連技術、水素関連技術、系統安定化関連技術(蓄電技術等)、燃料電池関連技術その他の地球環境に資する新技術をいう。)を活用する事業向けの設備・機器の輸出契約等に係る貿易代金

二 海外事業資金貸付案件のうち、次の各号に掲げるいずれかの事業に係る貸付金債権等の取得又は当該事業に係る借入金等に係る保証債務の負担に係るもの

イ 再生可能エネルギー事業(太陽光、風力、水力、自然界に存在する熱・エネルギー(地熱、太陽熱、波力等)又はバイオマスをエネルギー源とする発電事業をいう。)

又は廃棄物発電事業

ロ 省エネルギー事業(廃熱回収設備、スマートグリッドその他のエネルギー消費効率の改善に資すると見込まれる設備・機器の導入(発電所に導入する場合を除く)を主たる内容とする事業をいう。)

ハ 地球環境保全に資する新技術(二酸化炭素回収・利用・貯留関連技術、水素関連技術、系統安定化関連技術(蓄電技術等)、燃料電池関連技術その他の地球環境に資する新技術をいう。)を活用する事業

三 スワップ取引案件のうち、前2号のいずれかを関連貸付保険契約とするもの

2 前項で定める対象案件を引き受ける場合であつて、保険申込時に保険契約者から申し出があつたときは、日本貿易保険は保険契約に環境イノベーション保険特約を付すものとする。ただし、日本貿易保険が行った内諾に基づき保険契約を締結する場合は、環境イノベーション保険特約を保険契約に付す旨の内諾書を発行している場合に限る。

第5章 資源エネルギー総合保険特約の取扱い

(資源エネルギー総合保険特約)

第9条 この規程の別添4で定める資源エネルギー総合保険特約(以下「資源エネルギー総合保険特約」という。)は、次の各号に定める案件を対象とする。

一 海外事業資金貸付案件のうち、別表1に掲げる本邦にとって重要なエネルギー資源

又は鉱物資源（以下この章及び別表1において「資源エネルギー」という。）に関する以下のいずれかに定める案件に対する海外事業資金貸付（当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方に対する他の一般的な債権に劣後せず、かつ償還期日が明確に定められているものに限る。）であって、原則として資源エネルギーに係る引取及びその他取引に係る代金の決済並びに当該貸付の償還のために日本貿易保険が別に定める国の銀行（日本貿易保険が認めたものに限る。）にエスクロ口座が開設されるものに係る貸付金債権等の取得又は保証債務の負担に係るもの（ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、エスクロ口座の開設は不要とする。）

イ 本邦を最終需要地とする資源エネルギーの引取案件

ロ イのほか、本邦法人又は本邦人による、資源エネルギーの引取、資源エネルギーに関する鉱業権及びその他権利若しくはこれらに類する利益（以下この章において「権益」という。）の取得、又は資源エネルギーの取引のために利用する採掘、生産、保管若しくは運搬に係る施設若しくは設備（以下この章において「関連インフラ」という。）の整備であって、当該引取、権益の取得又は関連インフラの整備を通じて本邦の資源エネルギーの安定供給の確保に資する案件

二 スワップ取引案件のうち、前号を関連貸付保険契約とするもの

- 2 前項で定める対象案件を引き受ける場合であって、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、日本貿易保険は保険契約に資源エネルギー総合保険特約を付すものとする。ただし、日本貿易保険が行った内諾に基づき保険契約を締結する場合は、資源エネルギー総合保険特約を保険契約に付す旨の内諾書を発行している場合に限る。

第6章 ソブリン特約の取扱い

（ソブリン特約）

第10条 この規程の別添5で定めるソブリン特約（以下「ソブリン特約」という。）は、次の各号に定める案件を対象とする。

一 貿易代金貸付2年以上案件又は海外事業資金貸付案件のうち、債務者が外国政府若しくは中央銀行（以下この章において「外国政府等」という。）である貸付金債権等の取得若しくは保証債務の負担又は債務者の債務に外国政府等が発行する無条件かつ取り消しできない支払保証が付されている貸付金債権等の取得若しくは保証債務の負担に係るもの

二 スワップ取引案件のうち、取引の相手方が外国政府等であるスワップ取引、又は取引の相手方の支払に外国政府等が発行する無条件かつ取り消しできない支払保証が付されているスワップ取引に係るものであって、関連貸付保険契約にソブリン特約を付すもの

- 2 前項で定める対象案件を引き受ける場合であって、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、日本貿易保険は保険契約にソブリン特約を付すものとする。ただし、日本貿易保険が行った内諾に基づき保険契約を締結する場合は、ソブリン特約を保険契約に付す旨の内諾書を発行している場合に限る。

第7章 支払保証付きコーポレート・ファイナンス案件特約の取扱い

（支払保証付きCF案件特約）

第11条 この規程の別添6で定める支払保証付きコーポレート・ファイナンス案件特約（以下「支払保証付きCF案件特約」という。）は、次の各号に定める案件を対象とする。

一 貿易代金貸付2年以上案件又は海外事業資金貸付案件のうち、貸付金債権等の取得及びコーポレート・ファイナンス案件に係るものであって、債務者の債務に保証人に

よる無条件かつ取り消しできない支払保証が付されているもの

二 スワップ取引案件のうち、コーポレート・ファイナンス案件に係るものであって、スワップ取引の相手方の支払に保証人による無条件かつ取り消しできない支払保証が付されているもの

2 前項で定める対象案件を引き受ける場合、日本貿易保険は保険契約に支払保証付きC F案件特約を付すものとする。

第8章 プロジェクト・ファイナンス案件の保険料納付時期に係る特約の取扱い (P F案件の保険料納付時期に係る特約)

第12条 この規程の別添7で定めるプロジェクト・ファイナンス案件の保険料納付時期に係る特約（以下「P F案件の保険料納付時期に係る特約」という。）は、貿易代金貸付2年以上案件又は海外事業資金貸付案件のうちプロジェクト・ファイナンス案件に係るものを対象とする。

2 前項で定める対象案件を引き受ける場合であって、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、日本貿易保険は保険契約にP F案件の保険料納付時期に係る特約を付すものとする。ただし、日本貿易保険が行った内諾に基づき保険契約を締結する場合は、P F案件の保険料納付時期に係る特約を保険契約に付す旨の内諾書を発行している場合に限る。

第9章 リボルビング・クレジット・ファシリティ特約の取扱い (R C F特約)

第13条 この規程の別添8で定めるリボルビング・クレジット・ファシリティ特約（以下「R C F特約」という。）は、海外事業資金貸付案件のうち、極度枠型融資に該当する貸付金債権等の取得に係るものを対象とする。

2 前項で定める対象案件を引き受ける場合、日本貿易保険は保険契約にR C F特約を付すものとする。

(R C F特約附帯案件の取扱い)

第14条 前条第2項の規定によりR C F特約を付した海外事業資金貸付案件における取扱いは次の各号のとおりとする。

一 保険料率等規程Ⅱ [10] 1に規定する平均R C F残高とは、貸付実行可能期間開始日等（海外事業資金貸付の実行可能期間（貸付契約に基づき被保険者が海外事業資金貸付の相手方に対して貸付義務を負う期間をいう。以下この章において同じ。）の開始日又は保険契約締結日のうち、いずれか遅い日をいう。以下この章において同じ。）から起算して貸付実行可能期間終了日等（海外事業資金貸付の実行可能期間の終了日又は最終の償還期限のうち、いずれか遅い日をいう。以下この章において同じ。）までの期間における毎日の元本の残高（延滞債権については、当該債権に係る償還期限以降の元本の残高を除く。以下本号において「元本残高」という。）の合計額を当該期間の日数で除した額をいう。ただし、保険契約の締結時又は保険契約の変更時において、貸付実行可能期間開始日等、貸付実行可能期間終了日等又は元本残高の額が未確定な場合にあつては、次に定める日又は金額をもって本号本文の計算を行うものとする。

イ 貸付実行可能期間開始日等及び貸付実行可能期間終了日等は、保険契約の締結時又は保険契約の変更時において予定される日とする。

ロ 元本残高の額は、貸付契約において定められる極度枠の額に40%を乗じた額とする。

二 保険料率等規程Ⅱ [10] 1 (3)の規定の適用に当たっては、貸付実行可能期間開始日

- 等において平均R C F残高の全額について貸出があったものとみなし、貸付実行可能期間終了日等において平均R C F残高の全額について償還があったものとみなす。
- 三 貸付金等の額が外貨建てのときは、平均R C F残高は海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第33条第2項第1号の規定を準用して邦貨に換算した額とする。ただし、外貨建対応方式特約又は米ドル建保険特約が保険契約に付されている場合はこの限りでない。
- 四 平均R C F残高において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる（米ドル建保険特約が付されている場合は、0.01米ドル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）ものとする。
- 五 保険料率等規程Ⅲ〔7〕1(2)に定める手数料（以下この章において「リボルビング・クレジット・ファシリティ特約手数料」という。）については、次のとおり取り扱う。
- イ 確定通知書により確定した保険料（以下この章において「確定保険料」という。）の額が、第1号ただし書に従って算出された平均R C F残高に基づく保険料（以下この章において「予定保険料」という。）の額以上となる場合は、リボルビング・クレジット・ファシリティ特約手数料は徴収しない。
- ロ 確定保険料の額が予定保険料の額未満となる場合は、予定保険料の額と確定保険料の額の差額をリボルビング・クレジット・ファシリティ特約手数料として徴収する。

第10章 国内貸特約の取扱い

（国内貸特約）

- 第15条 この規程の別添9で定める国内貸特約（以下「国内貸特約」という。）は、海外事業資金貸付案件のうち、本邦法人又は本邦人が債務者となるものを対象とする。
- 2 前項で定める対象案件を引き受ける場合、日本貿易保険は保険契約に国内貸特約を付すものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から実施する。

別表1 資源エネルギー

水素	リチウム	ベリリウム
ボロン	グラファイト	フッ素
マグネシウム	ボーキサイト（アルミニウムを含む。）	シリコン
りん	カリウム	希土類
チタン	バナジウム	クロム
マンガン	鉄鉱石	コバルト
ニッケル	銅	亜鉛
ガリウム	ゲルマニウム	セレン
ルビジウム	ストロンチウム	ジルコニウム
ニオブ	モリブデン	白金族
インジウム	すず	アンチモニー
テルル	セシウム	バリウム
ハフニウム	タンタル	タングステン
レニウム	金	タリウム
鉛	ビスマス	ウラン
アンモニア	石油（コンデンセート及び石油ガスを含む。）	天然ガス（液化天然ガスを含む。）
石炭	バイオマスに由来する燃料	

上記に掲げるもの（以下「対象資源エネルギー」という。）のほか、次の各号のいずれかに該当するもの。

- 一 対象資源エネルギーの化合物又は対象資源エネルギー若しくはその化合物を含有する混合物（いずれも日本貿易保険が認めるものに限る。）。
- 二 本邦にとって重要な資源エネルギーと日本貿易保険が認めるもの。

別添 1 外貨建対応方式特約

(用語の定義等)

第 1 条 この特約において使用される用語の定義は、特に定義されている場合を除き次表のとおりとする。

用語 (五十音順)	定義
運用規程	貿易代金貸付保険運用規程、海外事業資金貸付保険運用規程及びスワップ取引保険運用規程のうち、この保険契約に適用されるものをいう。
海外事業資金貸付 (貸付金債権等) 保険約款	海外事業資金貸付 (貸付金債権等) 保険約款 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011) をいう。
海外事業資金貸付保険運用規程	海外事業資金貸付保険運用規程 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054) をいう。
海外事業資金貸付 (保証債務) 保険約款	海外事業資金貸付 (保証債務) 保険約款 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012) をいう。
貸付金債権等	貿易代金貸付 (貸付金債権等) 保険約款又は海外事業資金貸付 (貸付金債権等) 保険約款が適用される保険契約にあっては、約款に規定する貿易代金貸付金債権等又は海外事業資金貸付金債権等をいう。
スワップ取引保険運用規程	スワップ取引保険運用規程 (令和6年2月28日 24 - 制度 - 00005) をいう。
スワップ取引保険約款	スワップ取引保険約款 (令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003) をいう。
米ドル	アメリカ合衆国ドルをいう。
貿易代金貸付 (貸付金債権等) 保険約款	貿易代金貸付 (貸付金債権等) 保険約款 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002) をいう。
貿易代金貸付保険運用規程	貿易代金貸付保険運用規程 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00046) をいう。
貿易代金貸付 (保証債務) 保険約款	貿易代金貸付 (保証債務) 保険約款 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003) をいう。
邦貨換算率	1 外貨当たりの邦貨の値であり、銀行 (銀行法 (昭和56年法律第59号) 第2条第1項に規定する銀行) が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの (当該売相場及び買相場が換算の日がない場合、その日の直前の当該売相場及び買相場を参照する) をいう。
保険料率等規程	貿易保険の保険料率等に関する規程 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070) をいう。
約款	貿易代金貸付 (貸付金債権等) 保険約款、貿易代金貸付 (保証債務) 保険約款、海外事業資金貸付 (貸付金債権等) 保険約款、海外事業資金貸付 (保証債務) 保険約款及びスワップ取引保険約款のうち、この保険契約に適用されるものをいう。

2 この特約の規定中「参照規定表」とあるのは、次表をいうものとする。

約款	貿易代金貸付 (貸付金債権等) 保険約款	貿易代金貸付 (保証債務) 保険約款	海外事業資金貸付 (貸付金債権等) 保険約款	海外事業資金貸付 (保証債務) 保険約款	スワップ取引保険約款
----	----------------------	--------------------	------------------------	----------------------	------------

[1]	約款第33条第2項第1号	約款第31条第2項第1号	約款第33条第2項第1号	約款第31条第2項第1号	約款第2条第12号及び第36条第2項第1号
[2]	約款第33条第2項第2号	約款第31条第2項第2号	約款第33条第2項第2号	約款第31条第2項第2号	約款第36条第2項第2号
[3]	運用規程第19条第1項	運用規程第19条第2項	運用規程第17条第1項	運用規程第17条第2項	運用規程第8条第1項

(保険価額)

第2条 参照規定表[1]の規定にかかわらず、保険価額は、約款に規定する表示通貨（以下「表示通貨」という。）で表示された次の各号に掲げるいずれかの額を、次条で定める上限邦貨換算率により邦貨に換算した額とする。

- 一 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款又は海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款が適用される保険契約にあっては、約款に規定する貸付金等（以下「貸付金等」という。）の額（二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきときは、各時期において償還を受けるべき当該貸付金等の額）
- 二 貿易代金貸付（保証債務）保険約款又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款が適用される保険契約にあっては、約款に規定する保証債務（以下「保証債務」という。）の額（二以上の時期に分割して保証債務を履行すべきときは、各時期において履行すべき当該保証債務の額）
- 三 スワップ取引保険約款が適用される保険契約にあっては、スワップ取引に係る損失の最大予定額（ただし、被保険者引受上限額の範囲内で設定されるものとする。）

(上限邦貨換算率)

第3条 前条で定める保険価額の算出に用いる上限邦貨換算率は、貸付金債権等の取得に係る貸付契約の締結日、保証債務の負担に係る保証契約の締結日又はスワップ取引成立日における邦貨換算率に次の各号に定める値を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）とする。

- 一 表示通貨が米ドル又はユーロの場合にあっては2
- 二 表示通貨が前号に掲げる外貨以外の場合にあっては3

(保険金額)

第4条 保険金額は、第2条で定める保険価額に保険証券記載の付保率を乗じて得た額とする。

(てん補責任額)

第5条 参照規定表[2]の規定にかかわらず、てん補責任額は、上限邦貨換算率又は参照規定表[3]の規定に定める事故確定日における邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。

(保険料)

第6条 この保険契約に係る保険料の額は、次の各号により算出された額とする。

- 一 表示通貨が米ドル又はユーロの場合にあっては、次の各号に掲げるいずれかの額に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の2分の1の額
 - イ 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款が適用される保険契約にあっては、第2条で定める保険価額（貸付金債権等又は保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。）
 - ロ スワップ取引保険約款が適用される保険契約のうち、関連貸付保険契約に貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款が適用さ

れるものにあつては、第2条で定める保険価額

ハ 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款が適用される保険契約にあつては、第4条で定める保険金額（貸付金債権等又は保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。）

ニ スワップ取引保険約款が適用される保険契約のうち、関連貸付保険契約に海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款が適用されるものにあつては、第4条で定める保険金額

二 表示通貨が前号に掲げる外貨以外の場合にあつては、前号イからニまでに掲げるいずれかの額に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の3分の1の額

（特約に定めのない事項）

第7条 この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、約款及びこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用する。

別添2 米ドル建保険特約

(用語の定義等)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、特に定義されている場合を除き次表のとおりとする。

用語（五十音順）	定義
海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011）をいう。
海外事業資金貸付（保証債務）保険約款	海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012）をいう。
スワップ取引保険約款	スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003）をいう。
日本貿易保険	株式会社日本貿易保険をいう。
米ドル	アメリカ合衆国ドルをいう。
貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002）をいう。
貿易代金貸付包括（2年以上）特約書	貿易代金貸付包括保険（2年以上）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00027）をいう。
貿易代金貸付（保証債務）保険約款	貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003）をいう。
邦貨換算率	1 外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの（当該売相場及び買相場が換算の日でない場合、その日の直前の当該売相場及び買相場を参照する）をいう。
約款	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款、貿易代金貸付（保証債務）保険約款、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款及びスワップ取引保険約款のうち、この保険契約に適用されるものをいう。

2 この特約の規定中「参照規定表」とあるのは、次表をいうものとする。

約款	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款	貿易代金貸付（保証債務）保険約款	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款	海外事業資金貸付（保証債務）保険約款	スワップ取引保険約款
[1]	約款第16条第3項又は第31条第6項	約款第15条第3項又は第29条第6項	約款第16条第3項又は第31条第6項	約款第15条第3項又は第29条第6項	約款第17条第3項又は第34条第2項第6項
[2]	約款第33条	約款第31条	約款第33条	約款第31条	約款第36条

(適用通貨)

第2条 この保険契約において、約款に規定する保険価額、保険金額、損失額、てん補責任額及び参照規定表[1]の規定で定める日本貿易保険の負担する費用の額は、全て米ドル建てとする。

(換算率)

第3条 参照規定表[2]の規定について、同条第2項の規定は適用しないものとし、同条第5項第2号の規定については、同号中「当該費用が外貨建てのときは」とあるのは「当

該費用が表示通貨と異なる通貨建てのときは」と、「第1項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする」とあるのは「第1項第2号又は第3号の外国為替相場により表示通貨に換算するものとする」と、「当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合」とあるのは「当該費用に係る通貨を表示通貨で買い取って支払った場合」と、それぞれ読み替えるものとする。

(保険料)

第4条 保険料の額及び返還保険料の額は、原則として米ドル建てとする。ただし、日本貿易保険が指定した場合は円建てとする。

(貿易代金貸付包括(2年以上)特約書の読替え)

第5条 貿易代金貸付包括(2年以上)特約書が適用される保険契約にあつては、貿易代金貸付包括(2年以上)特約書を次の各号のとおり読替えるものとする。

- 一 貿易代金貸付包括(2年以上)特約書第8条第4項に規定する「100,000円未満」を「1,000米ドル未満」と読み替える。
- 二 貿易代金貸付包括(2年以上)特約書附帯別表第2(第1条関係)に規定する「1億5,000万円以上」を「1,500,000米ドル以上」と読み替える。

(邦貨での支払)

第6条 この特約の規定にかかわらず、日本貿易保険が必要と認めたときは、返還保険料又は保険金その他の日本貿易保険の支払義務について、日本貿易保険が適当と認めた邦貨換算率により邦貨にて支払うことができる。

別添3 環境イノベーション保険特約

(用語の定義)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、特に定義されている場合を除き次表のとおりとする。

用語（五十音順）	定義
海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011）をいう。
海外事業資金貸付（保証債務）保険約款	海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012）をいう。
信用事由	次に掲げる事由をいう。 (1) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款又はスワップ取引保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第10号から第12号までに掲げるいずれかの事由 (2) 貿易代金貸付（保証債務）保険約款又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第2号又は第3号に掲げる事由
スワップ取引保険約款	スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003）をいう。
日本貿易保険	株式会社日本貿易保険をいう。
非常事由	次に掲げる事由をいう。 (1) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款又はスワップ取引保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第1号から第9号までに掲げるいずれかの事由 (2) 貿易代金貸付（保証債務）保険約款又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第1号に掲げる事由
貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002）をいう。
貿易代金貸付（保証債務）保険約款	貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003）をいう。
約款	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款、貿易代金貸付（保証債務）保険約款、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款及びスワップ取引保険約款のうち、この保険契約に適用されるものをいう。

(保険金額等)

第2条 保険金額は、約款に規定する保険価額に次の割合を乗じた金額とする。

- 一 非常事由の場合 100分の100
 - 二 信用事由の場合 100分の97.5
- 2 スワップ取引保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第6条にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第4条又は第5条に基づき算出した損失額から約款第6条第1項各号に掲げる額を控除した残額に前項各号のいずれかの割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。

別添4 資源エネルギー総合保険特約

(用語の定義)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、特に定義されている場合を除き次表のとおりとする。

用語（五十音順）	定義
海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011）をいう。
海外事業資金貸付（保証債務）保険約款	海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012）をいう。
信用事由	次に掲げる事由をいう。 (1) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款又はスワップ取引保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第10号から第12号までに掲げるいずれかの事由 (2) 貿易代金貸付（保証債務）保険約款又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第2号又は第3号に掲げる事由
スワップ取引保険約款	スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003）をいう。
日本貿易保険	株式会社日本貿易保険をいう。
非常事由	次に掲げる事由をいう。 (1) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款又はスワップ取引保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第1号から第9号までに掲げるいずれかの事由 (2) 貿易代金貸付（保証債務）保険約款又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第1号に掲げる事由
貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002）をいう。
貿易代金貸付（保証債務）保険約款	貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003）をいう。
約款	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款、貿易代金貸付（保証債務）保険約款、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款及びスワップ取引保険約款のうち、この保険契約に適用されるものをいう。

(保険金額等)

第2条 保険金額は、約款に規定する保険価額に次の割合を乗じた金額の範囲内の額とする。

- 一 非常事由の場合 100分の100
- 二 信用事由の場合 100分の97.5

2 スワップ取引保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第6条にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第4条又は第5条に基づき算出した損失額から約款第6条第1項各号に掲げる額を控除した残額に前項各号のいずれかの割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。

別添5 ソブリン特約

(用語の定義等)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、特に定義されている場合を除き次表のとおりとする。

用語（五十音順）	定義
海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011）をいう。
海外事業資金貸付（保証債務）保険約款	海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012）をいう。
貸付金債権等	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款又は海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款が適用される保険契約にあつては、約款に規定する貿易代金貸付金債権等又は海外事業資金貸付金債権等をいう。
信用危険	約款第3条に定めるてん補危険のうち、次に掲げる事由によるものをいう。 (1) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款又はスワップ取引保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第10号から第12号までに掲げるいずれかの事由 (2) 貿易代金貸付（保証債務）保険約款又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第2号又は第3号に掲げる事由
スワップ取引保険約款	スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003）をいう。
日本貿易保険	株式会社日本貿易保険をいう。
非常危険	約款第3条に定めるてん補危険のうち、次に掲げる事由によるものをいう。 (1) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款又はスワップ取引保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第1号から第9号までに掲げるいずれかの事由 (2) 貿易代金貸付（保証債務）保険約款又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第1号に掲げる事由
貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002）をいう。
貿易代金貸付（保証債務）保険約款	貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003）をいう。
保証債務	貿易代金貸付（保証債務）保険約款又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款が適用される保険契約にあつては、約款に規定する保証債務をいう。
約款	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款、貿易代金貸付（保証債務）保険約款、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款及びスワップ取引保険約款のうち、この保険契約に適用されるものをいう。

2 この特約の規定中「参照規定表」とあるのは、次表をいうものとする。

約款	貿易代金貸付 (貸付金債権 等) 保険約款	貿易代金貸付 (保証債務) 保 険約款	海外事業資金貸 付(貸付金債権 等) 保険約款	海外事業資金貸 付(保証債務) 保険約款	スワップ取引保 険約款
[1]	約款第3条	約款第3条	約款第3条	約款第3条	約款第3条
[2]	約款第4条	約款第4条	約款第4条	約款第4条	約款第4条又は 第5条
[3]	約款第5条	約款第5条	約款第5条	約款第5条	約款第6条

(てん補責任額)

第2条 保険証券記載の貸付金債権等、保証債務又はスワップ取引について、保険証券記載の信用危険に係る保険金額の記載にかかわらず、参照規定表[1]の規定に基づき日本貿易保険がてん補責任を負う損失が発生した場合、日本貿易保険は非常危険による損失として、参照規定表[2]の規定に基づき算出した損失額から参照規定表[3]の規定第1項各号に掲げる額を控除した残額に、次の各号に掲げるいずれかの割合を乗じて得た額(ただし、保険証券記載の非常危険に係る保険金額を上限とする。)をてん補する。

- 一 貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款、貿易代金貸付(保証債務)保険約款、海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款又は海外事業資金貸付(保証債務)保険約款が適用される保険契約にあっては、保険証券記載の非常危険に係る保険金額の保険価額に対する割合
- 二 スワップ取引保険約款が適用される保険契約にあっては、約款第6条第2項第1号イ又は同項第2号イの割合

別添6 支払保証付きコーポレート・ファイナンス案件特約

(用語の定義等)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、特に定義されている場合を除き次表のとおりとする。

用語（五十音順）	定義
海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011）をいう。
海外事業資金貸付保険手続細則	海外事業資金貸付保険手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00044）をいう。
海外事業資金貸付（保証債務）保険約款	海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012）をいう。
信用危険	信用事由による約款第3条に定めるてん補危険をいう。
信用事由	次に掲げる事由をいう。 (1) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款又はスワップ取引保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第10号から第12号までに掲げるいずれかの事由 (2) 貿易代金貸付（保証債務）保険約款又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第2号又は第3号に掲げる事由
スワップ取引保険手続細則	スワップ取引保険手続細則（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00004）をいう。
スワップ取引保険約款	スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003）をいう。
手続細則	貿易代金貸付保険手続細則、海外事業資金貸付保険手続細則及びスワップ取引保険手続細則のうち、この保険契約に適用されるものをいう。
日本貿易保険	株式会社日本貿易保険をいう。
非常危険	非常事由による約款第3条に定めるてん補危険をいう。
非常事由	次に掲げる事由をいう。 (1) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款又はスワップ取引保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第1号から第9号までに掲げるいずれかの事由 (2) 貿易代金貸付（保証債務）保険約款又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款が適用される保険契約にあつては、約款第3条第1号に掲げる事由
貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002）をいう。
貿易代金貸付保険手続細則	貿易代金貸付保険手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00037）をいう。
貿易代金貸付（保証債務）保険約款	貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003）をいう。
約款	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款、貿易代金貸付（保証債務）保険約款、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款及びスワップ取引保険約款のうち、この保険契約に適用されるものをいう。

2 この特約の規定中「参照規定表」とあるのは、次表をいうものとする。

約款	貿易代金貸付 (貸付金債権 等) 保険約款	貿易代金貸付 (保証債務) 保 険約款	海外事業資金貸 付(貸付金債権 等) 保険約款	海外事業資金貸 付(保証債務) 保険約款	スワップ取引保 険約款
[1]	約款第3条	-	約款第3条	-	約款第3条
[2]	手続細則別表2 及び別表4	-	手続細則別表2 及び別表4	-	手続細則別表2 及び別表4
[3]	約款第3条第9 号、第18条第2 項、第21条第2項 及び第31条第3 項	-	約款第3条第9 号、第18条第2 項、第21条第2項 及び第31条第3 項	-	約款第3条第9 号、第19条第2 項、第22条第2項 及び第34条第3 項

3 この特約において、「保証契約」及び「保証人」は保険証券の別紙で指定するものとする。

(非常危険)

第2条 参照規定表[1]の規定にかかわらず、日本貿易保険は、被保険者が非常事由によって約款に規定する貸付金等(スワップ取引保険約款が適用される保険契約にあっては、解約清算金等をいう。以下「貸付金等」という。)を償還期限(スワップ取引保険約款が適用される保険契約にあっては、最終支払期日をいう。以下同じ。)までに回収できず、かつ、非常事由によって保証契約に基づく貸付金等に係る保証債務の履行を受けることができないことにより受ける損失のみを、非常危険としててん補する責めに任ずる。

(信用危険)

第3条 参照規定表[1]の規定にかかわらず、日本貿易保険は、次の各号に定める損失のみを、信用危険としててん補する責めに任ずる。

- 一 被保険者が信用事由によって貸付金等を償還期限までに回収できず、かつ、保証契約に基づく貸付金等に係る保証債務の履行を受けることができないことにより受ける損失
- 二 被保険者が非常事由によって貸付金等を償還期限までに回収できず、かつ、非常事由以外の事由によって保証契約に基づく貸付金等に係る保証債務の履行を受けることができないことにより受ける損失

(保険金請求のための前提条件)

第4条 被保険者は、日本貿易保険に対して保険金請求を行う前に、保証人に対して保証契約に基づき保証履行請求を行わなければならないものとする。

(貸付契約等の範囲)

第5条 参照規定表[2]の規定における「貸付契約等」又は「デリバティブ契約」には、保証契約を含むものとする。

2 参照規定表[2]及び[3]の規定における「貿易代金貸付の当事者・相手方」及び「代金貸付の相手方等」、「海外事業資金貸付の相手方」及び「資金貸付の相手方等」又は「スワップ取引の相手方」には、保証人を含むものとする。

別添7 プロジェクト・ファイナンス案件の保険料納付時期に係る特約

(保険料請求時期)

第1条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、初回貸付実行日の確定後に保険契約者に対し、この保険契約の締結に係る保険料（特約を付して保険料を分割納付する場合には初回保険料をいう。以下同じ。）の請求を行う。

2 前項の規定にかかわらず、この保険契約の締結の日から1年以内に初回貸付が実行されないときは、日本貿易保険は保険契約者に対し保険契約の締結に係る保険料の全額を請求する。

(初回貸付実行日に係る通知義務)

第2条 保険契約者又は被保険者は、初回貸付実行日が確定後、当該実行日の5営業日前まで（以下「通知期限」という。）に、その旨を保険料納付の特約に係る初回貸付実行日通知書により日本貿易保険に通知しなければならない。ただし、前条第2項に基づく保険料の請求が行われたときは、この限りでない。

(通知義務違反による解除)

第3条 保険契約者又は被保険者が前条に規定する通知を通知期限までに行わなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定による解除は、この保険契約の締結の日から効力を生ずる。

別添8 リボルビング・クレジット・ファシリティ特約

(用語の定義)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、特に定義されている場合を除き次表のとおりとする。

用語（五十音順）	定義
運用規程	海外事業資金貸付保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054）をいう。
外貨建対応方式特約	定型特約取扱規程の別添1で定める外貨建対応方式特約をいう。
資金貸付	約款に規定する海外事業資金貸付をいう。
定型特約取扱規程	貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険を対象とする定型特約に係る取扱い（令和8年3月2日 26 - 制度 - 00008）をいう。
手続細則	海外事業資金貸付保険手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00044）をいう。
日本貿易保険	株式会社日本貿易保険をいう。
米ドル建保険特約	定型特約取扱規程の別添2で定める米ドル建保険特約をいう。
邦貨換算率	1 外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの（当該売相場及び買相場が換算の日でない場合、その日の直前の当該売相場及び買相場を参照する）をいう。
約款	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011）をいう。

(保険価額及び保険金額)

第2条 この保険契約における「保険価額」とは、保険証券記載の保険価額にかかわらず、約款第2条第5号に定める保険価額（ただし、外貨建対応方式特約を適用する保険契約にあっては、外貨建対応方式特約第2条に定める保険価額）をいう。

2 この保険契約における「保険金額」とは、前項の「保険価額」に保険証券記載の付保率を乗じて得た額をいう。

(みなし償還期限)

第3条 この特約において、「みなし償還期限」とは、保険証券記載の貸付契約に基づく資金貸付の実行可能期間（貸付契約に基づき被保険者が資金貸付の相手方に対して貸付義務を負う期間をいう。）の終了日、並びに当該終了日以降に当該貸付契約に基づくいずれかの資金貸付の元本に係る償還期限が到来する場合にあっては当該終了日及び当該償還期限（当該償還期限が複数ある場合は最も遅い日）をいう。

(読替え)

第4条 この保険契約においては、次の各号に定めるとおり約款の規定をそれぞれ読み替えるものとする。

一 約款第15条第1項の規定中「当該損失の発生を知った日」とあるのは、「みなし償還期限」とする。

二 約款第15条第2項及び第3項、第25条第2項、第26条第1項、第27条第1項、第31条第7項並びに第33条第2項第2号の規定中「償還期限」とあるのは、「みなし償還期限」とする。

(その他の通知義務)

第5条 約款第21条に定める事由について、手続細則別表4に定める「その他特約に規定する事由」とは、次の各号のとおりとする。ただし、約款第15条及びこの特約の第4条に従い、日本貿易保険に既に通知をしている場合はこの限りでない。

- 一 償還期限までに資金貸付に係る債務が履行されない場合（手続細則別表4に定める「貸付契約等に規定される債務不履行事由（Events of Default）」に該当し、既に約款第21条に定める通知を行っている場合を除く。本号に基づく通知が初めて行われた後において、日本貿易保険が認める場合は、その後生じた資金貸付に係る債務の不履行についての本号に基づく通知を省略することができる。）
- 二 前号の事由に基づき通知を行った後、約款第15条及びこの特約の第4条に基づき通知を行う前に回収した金額がある場合

(リボルビング・クレジット・ファシリティ特約手数料)

第6条 保険契約者は、定型特約取扱規程第14条第5号ロに該当する場合、同号ロに定める金額を、リボルビング・クレジット・ファシリティ特約手数料（以下「RCF特約手数料」という。）として日本貿易保険に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により日本貿易保険が保険契約者に対してRCF特約手数料に係る債権を有する場合であって、保険契約者が日本貿易保険に対して運用規程第12条に従い日本貿易保険が返還すべき保険料に係る債権を有するときは、日本貿易保険は、保険契約者に対して通知をすることにより、双方の債権をその対当額について相殺により消滅させることができる。この場合、当該相殺の効力は、日本貿易保険が、手続細則第6条に規定する償還金額及び償還期限確定の通知書を受領した日にさかのぼって生ずる。
- 3 前項の規定にかかわらず、日本貿易保険が保険契約者に対して前項に定める相殺を行わない旨を通知した場合には、保険契約者は、RCF特約手数料を日本貿易保険が指定する日までに納付しなければならない。その納付について、約款第22条第2項から第6項まで及び第25条第5項の規定を準用する。
- 4 前項の場合において、日本貿易保険は、RCF特約手数料及び延滞金の全額が納付されるまでの間、運用規程第12条に従った保険料の返還を留保することができる。
- 5 米ドル建保険特約が保険契約に適用されている場合において、米ドル建保険特約第6条が適用されるときは、日本貿易保険は、RCF特約手数料については、日本貿易保険が適当と認めた邦貨換算率により邦貨に換算した額で請求することができるものとする。

(外貨建対応方式特約が適用される場合の読替え)

第7条 外貨建対応方式特約が保険契約に適用されている場合は、次の各号に定めるとおり同特約の規定をそれぞれ読み替えるものとする。

- 一 外貨建対応方式特約第5条の規定中「参照規定表[3]の規定に定める事故確定日」とあるのは「みなし償還期限（被保険者が約款第3条第12号に該当する事由によって損失を受けた場合は、みなし償還期限から3月を経過した日）」とする。
- 二 外貨建対応方式特約第6条の規定中「第4条で定める保険金額（貸付金債権等又は保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。）」とあるのは「上限邦貨換算率により邦貨に換算した定型特約取扱規程第14条第1号に定める平均RCF残高に付保率を乗じて得た額」とする。

別添 9 国内貸特約

(読替え)

第 1 条 この保険契約においては、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011）第 3 条第10号及び11号又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012）第 3 条第 2 号の規定中「外国」とあるのは、「本邦」と読み替えるものとする。